

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成20年5月7日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
近江八幡サティ
近江八幡市鷹飼町南三丁目7番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
代表取締役 池田 輝彦
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻
午前 9時
 - (イ) 閉店時刻
午後11時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時50分から翌0時まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 開店時刻
午前 8時
 - (イ) 閉店時刻
午後11時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時50分から翌0時まで
- 4 変更年月日
平成20年4月18日
- 5 変更の理由
特別な売出日について、早くから来店のお客様に対応するため
- 6 届出年月日
平成20年4月11日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1新館 2階
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1東館 3階
滋賀県東近江地域振興局総務振興部地域振興課 東近江市八日市緑町7-23
近江八幡市都市産業部商工観光労政課 近江八幡市桜宮町236
 - (2) 縦覧期間 平成20年5月7日から平成20年9月8日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成20年9月8日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1